

情報管理業務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。) 第117条の規定に基づき、公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。) 情報管理部の情報管理業務の実施に関する基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、法及び関係政省令において使用する用語の例による。
2 この規程において「資金管理センター」、「再資源化支援部」及び「情報管理部」とは、それぞれ、資金管理業務、再資源化等業務及び情報管理業務を担当する本財団の内部組織をいう。

(業務運営の基本方針)

第3条 情報管理部は、情報管理業務を実施するに際しては、法の目的に則り、適正、確実かつ効率的な運営を図り、情報管理業務を円滑に実施する。
2 情報管理部は、電子情報処理組織等の安定的な維持管理及び取り扱う情報の漏洩防止を確実に実施する。

第2章 事業計画等

(事業計画及び収支予算)

第4条 情報管理部は、法第120条において読み替えて準用する法第110条第1項の規定により、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度を除く。)、情報管理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の議決を得た上で、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
2 情報管理部は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表する。

(事業報告及び収支決算)

第5条 情報管理部は、法第120条において読み替えて準用する法第110条第2項の規定により、毎事業年度終了後3月以内に、情報管理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、理事会の議決を得た上で、貸借対照表を添付して経済産業大臣及び環境大臣に提出するものとする。
2 情報管理部は、経済産業大臣及び環境大臣への提出後、遅滞なく、前項の事業報告書及び収支決算書を公表する。

第3章 移動報告制度の維持及び管理

(電子計算機その他の機器の使用及び管理)

第6条 情報管理部は、法第81条各項の規定による報告、法第85条及び第86条の規定による閲覧並びに法第88条第1項及び第2項の規定による通知に係る事務(以下「報告管理事務」という。)等を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器(これらの機器と接続して使用する関連事業者等の入出力装置を除く。)を使用し、及び管理する。

(維持管理等)

第7条 情報管理部は、報告管理事務等の処理として、移動報告により報告された情報に係るファイルの記録を適正に保存し、当該情報を組み合わせ又は必要に応じ変換・加工を行うために必要なプログラム等を作成し、かつ、これらのファイルの記録、プログラム等及び必要な電子計算機その他の機器について、情報管理業務が円滑に運営されるよう維持管理を行う。

(移動報告制度の使用可能時間及び休止日)

第8条 情報管理部は、電子計算機その他の機器の整備等の必要性及び関連事業者等の使用状況等を勘案して、関連事業者等が法第5章に規定する移動報告制度(以下単に「移動報告制度」という。)を使用することが可能な時間及び休止日を定める。

(関連事業者等の事前登録及び使用規約)

第9条 情報管理部は、移動報告制度を使用する関連事業者等から事前登録を受けることとし、関連事業者等が移動報告制度を使用するための規約を別に定め、これを周知徹底する。

第4章 移動報告のファイルへの記録、保存、閲覧及び報告等

(移動報告の方法)

第10条 情報管理部は、原則、関連事業者等がその使用に係る電子計算機であって情報管理部が定める技術的基準に適合するものから入力して電子情報処理組織を使用して行う方法により移動報告を受ける。

(書面の提出による移動報告)

第11条 情報管理部は、前条の規定にかかわらず、情報管理部が法第82条第3項の規定により経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けて定める手数料を徴収することを前提に、情報管理部が定めるファクシミリを使用した書面の提出の方法により関連事業者等から移動報告を受け、当該書面に記載された事項を情報管理部が定める電子計算機の操作による方法によりファイルに記録する。

- 2 情報管理部は、ファイルに記録された事項が書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正するものとする。
- 3 情報管理部は、第1項の手数料が関連事業者等から情報管理部が定める一定期間内に納められない場合は、当該関連事業者等について、第1項の業務を停止する。

(移動報告の方法の特例)

第12条 情報管理部は、電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により電子情報処理組織を使用して移動報告を行うことが著しく困難な場合において情報管理部が認めたときに限り、電子情報処理組織に代えて、情報管理部が定める磁気ディスクの提出の方法により関連事業者等から移動報告を受け、当該事項を情報管理部が定める電子計算機の操作による方法によりファイルに記録する。

(ファイルの記録の保存)

第13条 情報管理部は、法第81条各項の規定により関連事業者等から移動報告により報告された情報に係るファイルの記録を、当該移動報告を受けた日から最低5年以上の期間保存する。

(ファイルの閲覧)

第14条 情報管理部は、関連事業者等又は資金管理センターから法第85条又は法第86条の規定によりファイルに記録されている事項の閲覧を請求された場合は、当該事項を電子情報処理組織を使用して行う情報管理部が定める様式による閲覧に供する。

(書類等の交付)

第15条 情報管理部は、関連事業者等又は資金管理センターから法第85条又は法第86条の規定により書類等の交付を請求された場合は、当該書類等をファクシミリの使用又は郵送の方法により交付する。関連事業者等からの請求の場合には、法第85条第4項の規定により経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けて定める手数料を徴収することを前提とする。

(確認通知)

- 第16条 情報管理部は、引取実施報告を受けた後、引取業者については30日、フロン類回収業者については20日、解体業者については120日、破碎業者については30日以内に、当該引取実施報告を行った者が行うべき引取後引渡実施報告を受けないとときは、遅滞なく、その旨を当該引取実施報告を行った者に事前の承諾を前提に電子情報処理組織を使用して通知する。
- 2 情報管理部は、引渡実施報告を受けた後、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者及び自動車破碎残さを引き取る自動車製造業者等又は再資源化支援部については5日、フロン類又はガス発生器を引き取る自動車製造業者等又は再資源化支援部については15日以内に、当該引渡実施報告により報告された使用済自動車等の引渡しを受ける者が行うべき引渡後引取実施報告を受けないとときは、遅滞なく、その旨を当該引渡実施報告を行った者に事前の承諾を前提に電子情報処理組織を使用して通知する。
- 3 情報管理部は、前2項の規定にかかわらず、法第82条第3項の規定により書面の提出による移動報告を行う関連事業者等に対しては、ファクシミリを使用して前2項の通知を行う。

(都道府県知事への報告)

- 第17条 情報管理部は、前条の規定による通知を行った後、引取実施報告後引渡実施報告がない場合は10日、引渡実施報告後引取実施報告がない場合は3日を経過してもなお当該報告を受けないとときは、原則、情報管理部が定める電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては、市長)に当該使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨等の報告をする。
- 2 情報管理部は、フロン類回収業者から法第81条第5項の規定による報告を受けないととき、又は当該報告に同項に規定する事項の記録若しくは記載がないときは、原則、情報管理部が定める電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては、市長)に報告する。

(自動車製造業者等からの委託)

- 第18条 情報管理部は、委託料金を徴収することを前提に、法第76条第2項(同条第3項及び第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、ファイルに記録されている事項を情報管理部の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて資金管理センターの使用に係る電子計算機に送信することを自動車製造業者等又は再資源化支援部から委託を受けて行う。

(経済産業大臣及び環境大臣への報告等)

- 第19条 情報管理部は、法第116条の規定により、毎事業年度終了後3月以内に、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について経済産業大臣及び環境大臣に報告するものとする。
- 2 情報管理部は、法第120条において読み替えて準用する法第100条の規定により、情報管理業務に關し帳簿を作成し保存するものとする。

(国土交通大臣からの照会への対応)

- 第20条 情報管理部は、道路運送車両法の一部を改正する法律(平成14年法律第89号)による改正後の道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第99条の3の規定に基づき、国土交通大臣からの照会に応じ、同法第15条第1項に規定する解体報告記録に関する情報を国土交通大臣及び軽自動車検査協会(検査対象軽自動車に限る。)に報告する。

(国土交通大臣等からの情報の入手)

第21条 情報管理部は、引取業者の引取実施報告において車台の特定を行うにあたって必要な場合には、国土交通大臣等から自動車登録番号等の情報を入手する。

第5章 情報管理料金及び手数料等

(情報管理料金)

第22条 情報管理部は、法第73条第4項の規定により再資源化等預託金を預託する自動車の所有者が情報管理預託金として資金管理センターに預託することが必要な情報管理料金を経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けて定める。

2 情報管理料金の額は、情報管理業務に必要な適正なものとする。

3 情報管理料金の認可申請をする場合には、理事会の議決を得る。

4 情報管理部は、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けたときは、法第73条第5項の規定により、情報管理料金を公表するものとする。

5 情報管理部は、法第76条第6項の規定により、法第81条第1項の規定による報告以降に、資金管理センターに対し、当該報告がされた使用済自動車に係る情報管理預託金の払渡しを請求する。

(手数料等)

第23条 情報管理部は、法第82条第3項及び法第85条第4項の規定により、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けて手数料を定め、認可を受けたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

2 前項に規定する手数料の額は、当該業務に必要な適正なものとする。

3 情報管理部は、法第76条第2項(同条第3項及び第5項において準用する場合を含む。)の委託に係る料金を当該委託業務に必要な適正原価に相当する額として定め、これを公表するものとする。

第6章 雜則

(区分経理)

第24条 情報管理部は、情報管理業務に係る経理を本財団のその他の経理と区分して整理するものとする。

(命令の遵守)

第25条 情報管理部は、情報管理業務に関し経済産業大臣及び環境大臣から法第120条において読み替えて準用する法第103条の規定により命令を受けたときは、速やかにこれに従うものとする。

(役員等の注意義務)

第26条 情報管理業務に携わる役員及び職員は、情報管理業務を行うに当たっては、倫理規程に基づき、公正な職務遂行を行うこととし、職務遂行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為を行ってはならない。

(役員等の秘密保持義務)

第27条 評議員、役員若しくは情報管理業務に携わる職員又はこれらの職にあった者は、情報管理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(情報管理業務の休廃止)

第28条 情報管理部は、法第120条において読み替えて準用する法第96条の規定により、情報管理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、理事会の議決を得た上で、経済

産業大臣及び環境大臣の許可を受けるものとする。

(細則)

- 第29条 代表理事は、この規程に定めるもののほか、情報管理業務を実施するため必要な細則を定めることができる。
2 前項の細則は、必要に応じて、代表理事が変更することができる。
3 情報管理部は、第1項の細則を定めたときは、その実施前に当該細則を経済産業大臣及び環境大臣へ提出するとともに、これを公表する。細則を変更したときも同様とする。

附則

この規程は、経済産業大臣及び環境大臣の認可があった日(平成15年12月19日)から施行する。

附則

この変更規程は、経済産業大臣及び環境大臣の認可があった日(平成22年4月1日)から施行する。

附則

この変更規程は、経済産業大臣及び環境大臣の認可があった日(平成23年10月31日)から施行する。